

陳情第10号	平成24年2月23日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	「個人情報保護という名分の過度の逆用が疑われ、かつ、公職選挙法第178条違反の被疑者であるなど、余りに市議会議員としての資質を欠く人物を議会の要職から早急に降ろしていただきたい。また、当市の選挙管理の態勢に重大な遺漏があることへの注意喚起をお願いしたい」件
陳情要旨	
<p>我々が住む町会に、失礼ながらお化けのような市議さんがおられます。町会議員として恐らくは「かつて一度も町会名簿に氏名・住所を載せることなく、町会費を（御自分ではない）世帯主に1世帯分を払い込ませつつ」も、平成9、10、11、18年度の町会長を歴任した人物であります。ただし、「何年度から別世帯主となり町会費を払うようになったか」は御本人からも開示されず、不明です。有利、不利の計算を超え、御自分からそれを明らかにする態度のところが、御自身の気持ちも軽くなり、実績、自負なさる「チェンジ、八千代市政」・「民主精神」と潔さ、の表明になるとはお考えにならないようです。</p> <p>この人は、その間に、県会議員まで目指しておられました。今はどうか……。しかし、覆面のまま、どこまで突っ走り続けようとなさるのか。</p> <p>現に2011年2月版の「会員名簿」にもその氏名は掲載がありません。それに気がついたのは、当陳情者としても別件で御本人に連絡しようとした、ちょうど1カ月前の偶然のことでありましたし、町民のほとんどは、いまだにそれに気がついていないようです。</p> <p>以前1期4年の八千代市議当選体験を持ち、町会名簿には名を出さないこの市議さんも、市議会HP上では今回、やむを得ず(?)住所・電話番号を公開しておられること、その他、は議員各位も先刻御承知のとおりです。</p> <p>さて、この市議さん、一昨年末の市議選ではハンドマイクを手に、複数名を同伴して堂々と「当選御礼」の戸別訪問や答礼行脚をするという公選法第178条違反行為(罰金10万円以下)を犯しました。練り歩きを続けている最中に、見とがめあるいは聞きとがめた市民の通報で市選管から注意を受け、急遽行脚を中止せざるを得なかった模様ですが、数ある証人の一人である「法に詳しい方」にその市議さん本人が「なぜ選管から法違反ととがめられるのか</p>	

積然としない」旨のとんでも相談をしておられます。法違反に該当する条文等をその方から示してもらってもいるのです。過去に何度も、立候補のたびごとに、市選管から懇切な「候補者の手引、公費負担の手引」などをもらっておられるはずが、まるで頭に入っていないということのようです。

現段階にあつては、その市議さんはまだ「法的被告人」ではありませんが、国法に照らす前に、余りに幼児的甘えに浸り切り、市民の代表・市政の監視役を全うできる資質を欠く人という判断を否めません。市議会議員失格者として糾弾し、現職から退くよう強く働きかけをしてくださるべく、議員各位に衷心要請いたします。

人にはそれぞれ何らかの自負を持たなければ「人」として生きることは難しいもの、自負を失えば、ほとんど「ヒト」に返ってしまうわけです。問題の市議さんには再出発をしてもらい、「卑」にあらざる自負への回帰」の機会を差し出す気持ちこそ、同じ議員として「各個の利を超えた情」とも言えるものではないでしょうか。

ところがここで、別に一つの大きな問題が浮かび上がりました。それは、この市議さんによる公選法違反行為の通報がなされ、市選管の指導がなされたはずなのですが、市選管は、「通報を受けたという記録や報告が事務局内に残されていない」というのです。通報があったとしても、選挙期には過去から、「いつも超多忙で文字どおり忙殺されるから……」、というあいまいな説明です。つまり、通報があつてしかるべき措置をしても、それが適切に記録されず、だれも記憶にないとしますから、警察にも報告されません。

そういった事例が過去に一度も起こったことがないとは言えないのです。それだと、善意・悪意は別として、「結果として、上記の市議さんの公選法違反行為もなかったこと」にされてしまいかねません。こんな理不尽が実際にあつてよいものでしょうか。

選挙違反行為の通報がなされても、あらかじめわかり切っている混雑の中で「それを間違いなく受けとめ、記録する、仕組みや装置」すら装備されず、報告記録が残らない可能性がある選管なんて一体、市民、国民のだれに想像できますか、しかもこの、文明の利器が日進月歩、いや「秒速単位」で進化している世の中で。

市選管から御本人への問いに対して「記憶がありません」とだけの回答だっ

た由です。世間には、落選した候補者なら捕まえるが、「当選した大事な議員さんだけはせっかくだから見逃すという仁義」などがあるとでも言うのでしょうか。忙殺、混雑、混乱などを「手落ち」の理由とさせず、「通報を絶対に逃さぬ万全の策」を怠るとがだけは絶対に許さないという強い姿勢がなければ、この市に漂う不気味な無力感はますますうっせきし続けます。

今後のことだけではありません。過去の選挙で何度も通報が「見逃されて」きたことも皆無ではなかった可能性があります。議員各位にもお考えいただきたい。

昨22日の市選管会議では、議事終了後にこの問題が取り上げられ一応の討議がされました。「これまで、違反行為についての通報を確実に捕捉するための万全の手段が必ずしも講じられてきたとも言えぬ」という反省の意思は見えるが、その過去にさかのぼる問題意識の希薄さとまるで事務局のことであって委員会の責任には触れぬとばかりの「おぎなりの態度」、他人事を扱うように軽薄な討議でしかなかったと言っても過言ではありません。選挙期にはレンタルにても「自動受信記録装置を備える」考え方には、当方の示唆にもかかわらず、言及されませんでした。

市選管のあり方の改善問題についても、市民に対する誠意として、なお一層本気でお考えいただくよう、要請する次第です。